

農地売買契約書

売主甲（ ）は、買主乙（ ）に対し、後記土地を、本日、下記の約定で売渡し、乙はこれを買受けた。

第1条 後記土地に対する本件売買契約は、農地法第3条の許可を条件とする。

2 売買代金は、金 円とする。

3 乙は、本日、本契約の手付金として金 円を甲に支払い、甲は、これを受領した。

4 手付金は、無利息とし、残代金支払時に、代金の一部に充当する。

第2条 甲と乙は、農地法第3条の許可を得るために、遅滞なくその許可申請に協力する。

2 甲又は乙は、前項に定める許可申請について必要な準備をした上で、相手方に対し許可申請協力を請求したにもかかわらず、遅滞なくこれに応じない場合は、直ちに本契約を解除することができる。

第3条 前条の許可申請に対し、不許可処分が確定した場合は、甲、乙いずれからも本契約を解除することができる。

第4条 乙が、同許可申請を取下げたときは、甲、乙いずれも本契約を解除することができる。

第5条 甲は、後記土地につき、その引渡まで保管に関する一切の責任を負い、許可が得られたら、直ちに、乙に後記土地を引渡すとともに所有権移転登記申請手続をなす。

2 甲は、前項の移転登記に関する費用を負担する。

第6条 乙は、甲に対し、前条第1項の手続終了後、直ちに残代金を支払う。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各自1通を保持する。

物件の表示

公簿面	所在	斜里郡小清水町字
	地番	番
	地目	畑
	地積	m ²

平成 年 月 日

甲（売主） 住所

印

乙（買主） 住所

印